		う。）を含む単体レバレッジ・バッファー比率を回復するための合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求め及びその実行の命令
レバレッジ・バッファー第四区分	単体レバレッジ・バッファー比率が最低単体レバレッジ・バッファー比率の四分の一の比率未満である場合	社外流出制限計画（社外流出額を零に制限する内容を含む単体レバレッジ・バッファー比率を回復するための合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求め及びその実行の命令

2　法第二十六条第二項の内閣府令・財務省令で定める銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条及び第二条の二に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表のとおりとする。

一　第十六項に規定する連結自己資本比率を指標とする区分

［表略］

二　第十七項に規定する連結資本バッファー比率を指標とする区分

［表略］

三　連結レバレッジ比率（第二十一項に規定する連結レバレッジ比率をいう。次条第一項において同じ。）を指標とする区分

自己資本の充実の状況に係る区分		命　令
レバレッジ非対象区分	連結レバレッジ比率が最低連結レバレッジ比率以上である場合	
レバレッジ第一区分	連結レバレッジ比率が最低連結レバレッジ比率の二分の一の比率以上最低連結レバレッジ比率未満である場合	［略］
レバレッジ第二区分	連結レバレッジ比率が最低連結レバレッジ比率の四分の一の比率以上最低連結レバレッジ比率の二分の一の比率未満である場合	［略］
レバレッジ第二区分の二	連結レバレッジ比率が〇パーセント以上最低連結レバレッジ比率の四分の一の比率未満である場合	［略］

［略］

2　［同上］

一　第十三項に規定する連結自己資本比率を指標とする区分

［同上］

二　第十四項に規定する連結資本バッファー比率を指標とする区分

［同上］

三　連結レバレッジ比率（第十八項に規定する連結レバレッジ比率をいう。次条第一項において同じ。）を指標とする区分

自己資本の充実の状況に係る区分		命　令
レバレッジ非対象区分	連結レバレッジ比率が三パーセント以上である場合	
レバレッジ第一区分	連結レバレッジ比率が一・五パーセント以上三パーセント未満である場合	［同上］
レバレッジ第二区分	連結レバレッジ比率が〇・七五パーセント以上一・五パーセント未満である場合	［同上］
レバレッジ第二区分の二	連結レバレッジ比率が〇パーセント以上〇・七五パーセント未満である場合	［同上］

［同上］